

「受給資格者創業支援助成金」は 平成25年3月31日をもって廃止となります

受給資格者創業支援助成金は、雇用保険の受給資格者（失業者）自らが創業し、創業後1年以内に継続して雇用する労働者を雇い入れ、雇用保険の適用事業主となった場合に、当該事業主に対して創業に要した費用の一部を助成する制度です。

この助成金について、新たに支給申請をお考えの方

平成25年3月31日までに、（法人等の設立前に）
「法人等設立事前届」を提出し、下記の要件を
満たした場合は、4月以降の支給申請が可能です。

- 
- ①離職日における算定基礎期間が5年以上あり、かつ、法人等設立日の前日において、支給残日数が1日以上ある受給資格者（受給資格を喪失していない者）である。
 - ②自ら専ら当該法人等の業務に従事し、法人にあっては自ら出資し、かつ代表者である。
 - ③法人等の設立日以後3か月以上事業を行い、かつ、法人等の設立後1年以内に雇用保険の一般被保険者となる労働者を雇い入れ、雇用保険の適用事業主である。

*上記以外にも、確認事項があります。

詳細は、千葉労働局または最寄りのハローワークまで、お問い合わせください。

